また、協定債権の一部の譲渡又は移転等を原因とする債権者名義の変更があった場合には、当該譲渡又は移転等の前の債権額を基準とした弁済額を、各協定債権者の債権額の割合により按分（１円未満の端数は、切り捨てる。）して支払う。

第２　共益的及び優先債権

特別清算債権者共同の利益のために要する裁判上の費用及び清算業務の遂行に要する費用等の共益的債権、並びに国税徴収法または国税徴収の例により徴収すべきことを得べき請求権、労働債権、裁判所から支払の許可を受けた債権は、随時その全額を弁済する。

第３　免除及び弁済

１　清算株式会社が保有する換価可能な全ての資産を換価した後、清算株式会社は、協定債権者に対し、第３の２に定める弁済を行い、当該弁済と同時に、協定債権者は、協定債権から既弁済額を控除した残債権の支払を免除する。

２　清算株式会社は、協定認可決定確定後２週間以内（仮に協定認可決定確定時に換価未了の資産が存在していた場合には、第３の１記載の資産の換価後２週間以内）に、清算株式会社の全資産の換価により得た残存する金員から、公租公課その他一般の優先権がある債権等会社法515条３項括弧書内記載の債権（優先債権等）に対する弁済原資を控除した後の金員を弁済原資として、協定債権者に弁済を行う（なお、第３の３に記載のとおり、塩野博万及び塩野恵美子に対しては弁済は行わない。）。当該弁済においては、上記弁済原資の金額に、別紙既弁済額一覧の合計欄記載の1313万4500円を加えた金額を別紙債権額一覧記載の各債権者の一般債権額の比率に応じて按分した金額から、別紙既弁済額一覧記載の各債権者の既弁済額欄記載の金額を控除した金額を弁済する。

３　協定債権者である塩野博万及び塩野恵美子は、協定認可決定確定時に、それぞれが有する清算株式会社に対する貸付債権及び求償債権の支払を全額免除する（塩野博万及び塩野恵美子の有する貸付債権及び求償債権に対する弁済はない。）。

以上

東京地方裁判所立川支部民事第４部

債権額一覧　　単位：円

名　　称	一般債権額
日本政策金融公庫	642,336,798
西武信用金庫	97,744,250
商工組合中央金庫	203,718,454
多摩信用金庫	26,361,918
りそな銀行	59,487,551
東京信用保証協会	175,468,110
合　　計	1,205,117,081

既弁済額一覧　　単位：円

名　　称	合　　計
日本政策金融公庫	6,870,095
西武信用金庫	1,269,930
商工組合中央金庫	2,186,841
多摩信用金庫	283,174
りそな銀行	639,620
東京信用保証協会	1,884,840
合　　計	13,134,500

監督命令

平成２７年（再）第４号

京都府宇治市槇島町十八１番地の２

再生債務者　レフライト株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　京都市中京区御池通間之町東入御池ビル３階　三木・伊原法律特許事務所　弁護士　加古　尊温

平成27年12月18日

京都地方裁判所第５民事部

平成２７年（再）第５号

京都府宇治市槇島町十八１番地の２

再生債務者　日本レフライト工業株式会社

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　京都市中京区御池通間之町東入御池ビル３階　三木・伊原法律特許事務所　弁護士　加古　尊温

平成27年12月18日

京都地方裁判所第５民事部

再生計画認可

平成２７年（再）第２号

北九州市戸畑区中原新町１番３号

再生債務者　株式会社シンクフリー

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成27年12月18日の債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。

平成27年12月18日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

再生手続終結

平成２７年（再）第１号

埼玉県羽生市大字中手子林1386番地１

再生債務者　大門　俊之

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨

⑴　監督委員が選任されている。

⑵　再生計画が遂行された。

平成27年12月22日

さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第１０６号

埼玉県入間市東町４丁目１番81号　官舎２－501

再生債務者　山中　浩史

１　決定年月日時　平成27年12月22日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年１月12日まで

４　一般異議申述期間　平成28年１月26日から平成28年２月５日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第２２号

滋賀県東近江市五智町255番地　東近江総合医療センター　Ｂ－401号室

再生債務者　林　　陽一

１　決定年月日時　平成27年12月21日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年１月12日まで

４　一般異議申述期間　平成28年１月18日から平成28年２月１日まで

大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（再イ）第２０号

兵庫県明石市魚住町住吉４丁目16番89号（前住所）兵庫県明石市魚住町西岡1994番地の５

再生債務者　細田こずえ

１　決定年月日時　平成27年12月22日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年１月12日まで

４　一般異議申述期間　平成28年１月26日から平成28年２月２日まで

神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２７年（再イ）第７１号

静岡市駿河区東新田５丁目４番２－104号

再生債務者　佐藤　倫世

１　決定年月日時　平成27年12月24日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年１月14日まで

４　一般異議申述期間　平成28年１月25日から平成28年２月４日まで

静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第４２号

三重県四日市市大字東阿倉川610番地１　アークヒルズＴ・Ａ－102

再生債務者　長野　洋二

１　決定年月日時　平成27年12月24日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年１月14日まで

４　一般異議申述期間　平成28年１月21日から平成28年１月28日まで

津地方裁判所四日市支部

平成２７年（再イ）第２０号

岡山県笠岡市茂平319番地２　メゾン・プラシード202号

再生債務者　笠原久美子

１　決定年月日時　平成27年12月22日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成28年１月15日まで

４　一般異議申述期間　平成28年１月29日から平成28年２月５日まで

岡山地方裁判所倉敷支部